

教育業務委託契約

【御社名をご署名ください】 _____ (以下「甲」という)と
一般社団法人日本プロ電気工事士協会 (以下「乙」という) は次の通り教育業務委託契約 (以下「本契約」という) を締結する

第1条 (委託内容)

甲は乙に対し、以下の業務 (以下「本業務」という) を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 事業者が行う「安全衛生教育」を事業者の代理として実施
- (2) 資格取得等、スキル向上のための講習会の実施
- (3) 実施日の講師、機材の依頼、調達
- (4) (1)の「安全衛生教育」の修了証の発行
- (5) (1)の受講修了記録の保管 (個人情報取り扱いの詳細については乙のHP上に記載)

ただし、保管期限は受講日から10年とする

- (6) 上記の教育のその他付帯する業務

第2条 (委託期間)

本契約の契約期間は、記載の契約日から1年間。満了日までに甲乙いずれからも申し出のない場合、本契約と同一の条件で更に1年更新するものとし、以後同様とする

第3条 (個別の取り決め)

個別で、案件の日程、場所、金額等の取り決めについては書面、メールなど文面で相互に確認し、順守する

第4条 (事業者登録)

1. 本契約を締結した事業者は当協会に登録し、甲の企業情報や受講者情報は乙の管理のもと厳密に保管するものとする
2. 本契約で登録した当協会の会費、登録料は発生しない
3. 労働災害等で法令に基づき行政機関等の第三者から上記情報を求められた際は、提供・開示をいたします

第5条 (講習料金の支払い)

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として開催する講習の見積り料金に記載された金額を支払う (別途見積をご確認ください)
2. 受講者数の変更などにより講習料金に変更になった際は、再度見積を作成するものとする
乙は見積もりを作成する際の金額は乙の定期開催している講習料金と同等の金額で作成するものとする
4. 甲は前項の講習料金を原則として【契約日から12日以内】もしくは【講習開催日の6日以前】のどちらか早期に訪れる期日までに、乙の指定する銀行口座への振り込みによって支払う。ただし、与信の上、2回目以降の案件について、月末締め翌月末払いを可とする。
5. 振込手数料は甲の負担とする

第6条 (知的財産)

甲は、乙の提供する、資料、文面など知的財産をいかなる状況においても無断で使用することを禁止する

第7条 (秘密保持)

乙は、甲の本契約に関して知り得た情報の一切を漏えいさせてはならない

第8条 (協議)

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする

委託者 (甲)	(住所) 〒	印鑑
	(社名)	
	(代表取締役又は教育業務の契約締結権限を有する責任者)	
受託者 (乙)	(住所) 〒221-0822 神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1丁目6-1 サクラピアビル6階	印鑑 
	(社名) 一般社団法人日本プロ電気工事士協会	
	(代表取締役又は教育業務の契約締結権限を有する責任者) 協会理事 横山 怜人	

年 月 日